

## 公益財団法人小樽商科大学後援会からの寄附金による海外派遣取扱要項

(平成25年11月19日制定)

(趣旨)

第1条 公益財団法人小樽商科大学後援会からの寄附金(以下「後援会寄附金」という)により本学専任教員を、海外に派遣する場合の取扱については、この要項の定めるところによる。

(派遣対象者)

第2条 本学専任教員で、国立大学法人小樽商科大学教員のサバティカル研修に関する規程第2条第1項に規定するサバティカル研修を行うことが決定している者のうち、海外における6月以上1年以内の派遣を希望する者を派遣対象者とする。ただし、派遣期間が6月以上1年以内の派遣を希望する者が1名以下の場合、6月未満の派遣を希望する者を派遣対象者とすることができるものとする。

(申請手続)

第3条 本要項により派遣を希望する者は後援会寄附金による海外派遣申請書(様式1)を学長に提出する。

(派遣予定者の選考)

第4条 学長は、各年度につき2名以内を派遣を希望する者の中から選考する(以下選考された者を「派遣予定者」という)。

(旅行命令)

第5条 学長は、前条で決定した派遣予定者に旅行命令を発する。

(旅費)

第6条 後援会寄附金による海外派遣のため支給する旅費は、国立大学法人小樽商科大学職員旅費規程の定めるところによる。

(助成金)

第7条 助成金額は、派遣予定者1名につき100万円とする。ただし、海外派遣期間最終日の翌日から起算し、3年以内に退職した場合には、助成を受けた全額を本学に返還するものとする。

(後援会寄附金による海外派遣報告書)

第8条 派遣された教員は、帰国の日より1月以内に、後援会寄附金による海外派遣報告書(様式2)2部を学長に提出しなければならない。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、後援会寄附金による海外派遣に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成25年11月19日から施行する。
- 2 国立大学法人小樽商科大学後援会助成金による長期海外派遣取扱要項(平成9年11月26日制定)は廃止する。
- 3 国立大学法人小樽商科大学後援会助成金による短期海外派遣取扱要項(平成9年11月26日制定)は廃止する。

(様式1)

平成 年度公益財団法人小樽商科大学後援会からの  
寄 附 金 に よ る 海 外 派 遣 申 請 書

■<sup>しめい</sup>氏名 印

■生年月日 年 月 生 満 歳

■サバティカル研修期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

■過去における後援会助成金または後援会からの寄附金による海外派遣歴

派遣期間及び日程 平成 年 月 日～平成 年 月 日

年月日	国名	滞在地(都市名)	研究機関	滞在日数	備考

■研究課題

(様式2)

公益財団法人小樽商科大学後援会からの寄附金による海外派遣報告書

小樽商科大学長 殿

所属部局学科等

職 名

氏 名

印

	期間	旅行区間及び滞在地	研究機関等
派遣期間及び	年 月 日～ 年 月 日	(日本) 発 着	
研究機関等	年 月 日～ 年 月 日	国 市	
	年 月 日～ 年 月 日	発 (日本) 着	
研究題目又は 国際会議等名			
研究等概要 (2000字程度)			